

対象となる特定無線設備の種別

(追加・改正)

別表	特定無線設備の種別	
第 18	証明規則第 2 条第 1 項第 4 号の 6 に掲げる無線設備	改正
第 18	証明規則第 2 条第 1 項第 4 号の 6 の 2 に掲げる無線設備	追加
第 18	証明規則第 2 条第 1 項第 4 号の 6 の 3 に掲げる無線設備	追加
第 18	証明規則第 2 条第 1 項第 4 号の 6 の 4 に掲げる無線設備	追加
第 20	証明規則第 2 条第 1 項第 6 号に掲げる無線設備	改正
第 20	証明規則第 2 条第 1 項第 6 号の 2 に掲げる無線設備	改正
第 20	証明規則第 2 条第 1 項第 6 号の 2 の 2 に掲げる無線設備	改正
第 22	証明規則第 2 条第 1 項第 8 号に掲げる無線設備	改正
第 45	証明規則第 2 条第 1 項第 19 号の 3 に掲げる無線設備	改正
第 45	証明規則第 2 条第 1 項第 73 号に掲げる無線設備	追加
第 45	証明規則第 2 条第 1 項第 74 号に掲げる無線設備	追加
第 45	証明規則第 2 条第 1 項第 75 号までに掲げる無線設備	追加
第 45	証明規則第 2 条第 1 項第 78 号までに掲げる無線設備	追加
第 70	証明規則第 2 条第 1 項第 47 号に掲げる無線設備	改正
第 70	証明規則第 2 条第 1 項第 47 号の 3 に掲げる無線設備	追加
第 70	証明規則第 2 条第 1 項第 47 号の 4 に掲げる無線設備	追加
第 90	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 20 に掲げる無線設備	改正
第 90	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 2 に掲げる無線設備	改正
第 90	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 3 に掲げる無線設備	改正
第 90	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 4 に掲げる無線設備	追加
第 90	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 5 に掲げる無線設備	追加
第 90	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 6 に掲げる無線設備	追加
第 90	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 29 に掲げる無線設備	改正
第 90	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 29 の 2 に掲げる無線設備	追加
第 90	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 29 の 3 に掲げる無線設備	追加
第 90	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 33 に掲げる無線設備	改正
第 90	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 33 の 2 に掲げる無線設備	追加
第 90	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 33 の 3 に掲げる無線設備	追加
第 91	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 19 に掲げる無線設備	追加

第 91	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 19 の 2 に掲げる無線設備	追加
第 91	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 19 の 3 に掲げる無線設備	追加
第 91	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 30 に掲げる無線設備	改正
第 91	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 34 に掲げる無線設備	改正
第 93	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 29 の 4 に掲げる無線設備	追加
第 93	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 30 の 2 に掲げる無線設備	追加
第 94	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 31 の 4 に掲げる無線設備	追加
第 94	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 32 の 2 に掲げる無線設備	追加
第 95	証明規則第 2 条第 1 項第 54 号の 5 の 4 に掲げる無線設備	追加
第 95	証明規則第 2 条第 1 項第 54 号の 6 の 2 に掲げる無線設備	追加

(削除)

別表	特定無線設備の種別
第 2	証明規則第 2 条第 1 項第 1 号の 4 に掲げる無線設備
第 15	証明規則第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる無線設備
第 45	証明規則第 2 条第 1 項第 19 号の 3 の 2 に掲げる無線設備
第 45	証明規則第 2 条第 1 項第 19 号の 3 の 3 に掲げる無線設備